

| | | |
|--|-------------------|---|
| | <h1>全国センター通信</h1> | <p>働くもののいのちと健康を守る全国センター 発行責任者：岩永千秋 〒113-0034 東京都文京区湯島2-4-4 平和と労働センター・全労連会館6階 Tel (03) 5842 - 5601 Fax (03) 5842 - 5602 毎月1日発行 年額1,500円 (送料込、会員は会費を含む) http://www.inoken.gr.jp</p> |
|--|-------------------|---|

人間が尊重される安心な職場・社会へ

「いの健」全国センター第16回総会

働くもののいのちと健康を守る全国センターは12月6日、東京都内で第16回総会を開催しました。代議員・理事、傍聴者・事務局員など100人（記者・来賓含まず）が出席。特別発言を含む21人の発言があり討論の後、提案された活動方針・14年度予算などすべての議案を満場の拍手で採択しました。

闘いなしにディーセントワークは実現しない

開会あいさつで福地保馬理事長は、ディーセントワーク（働きがいのある人間らしい仕事）の実現は緊急の課題だと強調（写真）。ディーセントワークは当然の働き方であり、実現しなければ経済や社会の発展も期待できない。労働者のたたかいはなしには実現しない、と運動の発展をよびかけました。

過労死弁護団全国連絡会議事務局長・玉木一成弁護士から来賓あいさつを受けました。全建総連・三浦一男委員長、日本共産党副委員長・小池晃参議院議員、日本労働弁護団会長・鶴飼良昭弁護士などからメッセージが寄せられ、ILO（国際労働機関）駐日代表・上岡恵子氏のメッセージを読み上げて紹介しました。

中央カレッジの成功めざそう

岩永千秋事務局長が、活動方針案を提案。①全国センター中央カレッジ議論の開始、②研究会活動の活性化と新しい研究会の立ち上げ、③労働基準行政検討会が中心となった政策制度提言改定作業の着手と取りまとめ、④全国で27番目となる「いのちと健康・兵庫センター」の再建総会と活動再開の到達を築いてきたと報告。「ブラック企業」なくせの声が広がるなか、健康で安心して働ける職場・社会をめざす「いの健」運動の役割はますます重要と述べました。

その上で、2014年度を「15年目を迎えた全国センターの課題と活動方向」を着実に前進させる年と位置づけ、重点課題として安全衛生分野での活動家の後継者育成を目的とする中央カレッジの成功をめざ



すことなどを提案しました。

討論に先立ち、韓国グリーン病院開院10周年記念式・シンポジウムと交流の報告を岡村やよい事務局長が、研究会活動・政策制度要求改訂版（案）・中央カレッジ実施要項について田村昭彦副理事長が説明しました。

討論で大阪の代議員は、泉南アスベスト第2陣訴訟の大阪高裁での勝利をめざす運動を報告。宮城・全教の代議員は、教職員の深刻な長時間労働を告発し、自交総連の代表は過労死認定の25パーセントがトラック・タクシーなどの運転手だと指摘しました。全商連の代議員は、経済状況の悪化が中小業者の健康を悪化させていると話し、全国過労死を考える家族の会の代表は、過労死防止基本法制定の運動を報告しました。長谷川吉則副理事長から新役員の提案があり承認を受けました。

退任する4人の理事（米田雅幸・橋本恵美子・堀谷昌彦・村上茂）が紹介され、代表して堀谷理事があいさつしました。

閉会あいさつに立った田村副理事長は、結成から満15年の歴史的総会となったとして、「安全なくして労働なし、抵抗なくして安全なし」のスローガンを我われが最前線で守っていこうと呼びかけました。

（全国センター 岩永千秋）

〈今月号の記事〉

| | |
|---------------------|------|
| 年頭あいさつ・16期役員紹介 | 2面 |
| 「いの健」第16回総会 | 3～5面 |
| 各地・各団体九州セミナー・愛知・東京 | 6面 |
| 民医連呼吸器疾患研究会／相談室だより | 7面 |
| 過労死防止基本法案国会提出／日弁連集会 | 8面 |

年頭あいさつ

ディーセントワークを実現するために
「いの健」運動を進める人材育成に力を合わせよう



働くもののいのちと健康を守る全国センター 理事長 福地 保馬

働くもののいのちと健康を守る全国センターは、昨年12月の総会を以て創立満15年になりました。新しい年は、この15年の歴史に確信を持ち、更なる飛躍を遂げる年にしたいと思います。「いの健運動は、これから」です。

安倍政権は、アメリカと一緒に戦争をする国へと進めるべく、秘密保護法・集団的自衛権・憲法改悪の策動を進めています。国会の運営のありさまは、まさにこれらの策動の中身がどんなに凶暴なものかを如実に示しました。戦争をする国をつくるもう1つの方策が、「世界一、企業が活躍しやすい国」の建設です。このことにむかって、企業の「総ブラック化」がすすみ、働く人びとのいのちと健康がこれまで以上に蝕ばれてきています。これはまさに、「世界一、労働者が働きにくい国」づくりだといえます。

今こそディーセントワークの実現が急務です。ディーセントワークは、「夢のような働き方」

でも、単なる「願望」でもありません。世界の労働者が長い年月をかけてたたかいとり、世界の人々が働く人々の人権として認めてきた働き方です。そして、このディーセントワークの実現を担うのは労働者自身です。労働者がたたかいてることなしに、ディーセントワークの実現はあり得ません。

そのためにも、運動を進める主体の育成、「いの健」運動を進める人材の育成は、まさに、焦眉の課題です。「いの健」運動を進めた活動家の世代交代、労働組合の組織率の低下や運動の困難の中で、職場・地域で、労安活動を進める主体的な力が十分ではありません。15年を経過した「いの健」運動の最大の課題は、活動家をつくりすべての職場と、全国各地に活動をつかって行くことです。私たちは、10月から「中央カレッジ」を開催することを今総会で決めました。この成功のため力を合わせましょう。

第16回総会で選出された役員・顧問・参与(敬称略)

◇理事長

福地保馬(個人会員)

◇副理事長

井上 久(全労連)
今村幸次郎(自由法曹団)
大江史浩(MIC)
田村昭彦(九州セミナー)
長谷川吉則(個人会員)
羽田範彦(全日本民医連)
山下登司夫(じん肺弁連)

◇事務局長

岩永千秋(全労連)

◇事務局次長

岡村やよい(全日本民医連)
中林正憲(千葉県センター)

◇理事

阿部眞雄(個人会員)
石原園美(埼玉センター)
小畑雅子(全教)
門田裕志(東京センター)
川口英晴(JMIU)
菊谷節夫(神奈川センター)

佐々木昭三(個人会員)
佐藤誠一(北海道センター)
新谷一男(京都センター)
杉田哲也(全日本民医連)
杉本 高(自治労連)
鈴木まさよ(大阪センター)
高島牧子(全労連)
高橋敏夫(民放労連)
竹下 武(愛媛センター)
千葉 満(国公労連)
登藤正己(化学一般)
芳賀 直(宮城センター)
福富保名(建交労)
藤田弘起(岡山センター)
保坂忠史(山梨県センター)
松浦健伸(全日本民医連)
三浦宜子(日本医労連)
森崎 巖(全労働)
吉川正春(愛知センター)
吉田 剛(全商連)
渡邊一博(生協労連)
(福祉保育労)

◇監事

菅田敏夫(長野センター)
笹本健治(金融労連)

◇顧問

池田 寛(全国センター元事務局長)
今中正夫(全国センター前事務局長)
岡村親宜(全国センター元副理事長)
辻村一郎(同志社大学名誉教授・全国センター元理事長)
細川 汀(京都府立大学元教授)

◇参与

色部 祐(全国センター元事務局次長)
北口修造(大阪センター元事務局長 全国センター元理事)
木下恵市(京都センター前事務局長 全国センター前理事)
島倉昌二(全国センター元相談員)
高田勢介(全国センター元相談員)
富田素實江(北海道センター前事務局長 全国センター元理事)

第16回総会

第16回総会では、活動方針の討論で20人から発言がありました。以下、発言要旨を紹介しします。(未掲載分については次号)

泉南アスベスト訴訟勝利へ、活動強化

大阪センター 伊藤 泰司

泉南アスベスト裁判の第1陣は、地裁で国の責任を100%認める勝訴でしたが、上告され高裁で敗訴、現在、最高裁でたたかっています。第2陣は地裁で勝訴しましたが上告され、高裁で12月25日に判決がでます。2陣について裁判長は、①昭和46年以降の国の責任、②70年代のヨーロッパと比較し日本の規制が甘くなかったか、③賠償額が低いのか、との問題意識をもっており、3つの点で論戦をたたかわせてきました。

東京での世論を強めるため、私が東京に常駐しています。三多摩や板橋などでは地域集会を開催してくれ、消費者団体が連名でアピールを出してくれています。早期解決への賛同が国会議員103人からよせられています。たたかいは8年が経過していますが、必ず勝てると確信しています。

アスベスト被害の根絶をめざす京都の会を結成

京都センター 巽 肇

泉南、尼崎、建設アスベストが共同で昨年9月に集会を開きました。参加する中で他人事ではないと、京都総評、京都センター、京都職対連、京健労の呼びかけで、

「アスベスト被害の根絶をめざす京都の会」の結成にむけ、3月に準備会を結成しました。アスベストは後から発症するので正式に救済されていない人が多いと思われ、建設業だけに限らず京都府全体で、掘り起こしをしようとするめてきました。

5月17日に「京都の会」を結成。10月にはシンポを開催し、建設・製造・学校現場が報告しました。自治体職場からは、震災時にアスベスト被害の窓口がなかったことなどの課題の発言が出されました。掘り起こし、救済のため、今後もオール京都でたたかっていきます。

学校現場での活動の強化をはかる

宮城センター 芳賀 直

中学校教員の過労自殺で、基金支部審査会で5月に公務災害の認定を勝ち取りました。問題のある子どもたちの担任で、給食に睡眠薬を混入されたり、黒板に「死ね」と書かれたり、入試の失敗を「おまえのせいだ」と責められたりで窓から飛び降り自殺した事件でした。支部と違い、審査会では総合的にストレスを評価したこと、同僚3人からの証言もあり認められました。

宮城県教組と「いの健」センターでは全自治体に対し、教育委員会での労安委員会設置、教員の労働時間管理について要請しています。震災復興に関連して、岩手では派遣された自治体職員が自殺した事件が起こっており、自治体の職員不足での長時間労働が問題になっています。

来賓あいさつ (要旨)

過労死弁護団全国連絡会議 玉木 一成 事務局長
過労死弁護団と「家族の会」は、過労死の根絶と救済を求めて、日々たたかっています。現在、過労死をめぐる2つの大きな状況があります。

1つは、過労死防止基本法の制定をめざす取り組みです。約2年前に制定を求める実行委員会を結成し、100万署名に取り組み、11月末には52万筆に到達しました。超党派の議連ができ、120人を超える国会議員が参加しています。全党派での法案提出をめざしてきましたが、与党の議論が間に合わず野党共同提案とし、年明けの通常国会で成立をめざすことになりました。

2つ目は、精神疾患の労災認定基準について。新認定基準が出て2年になります。認定件数は300件から450件と増加しましたが、請求件数との関係でいえば、実は700~800の不支給決定が出ています。緊急に改善すべき点の一つはセクハラ・パワハラについて明確な立証ができないとなかなか認められないという点です。



2点目は、発症後ストレスの評価についてです。これは認定基準がでたことで、それまで裁判の判例では総合的だった評価がかえって後退しています。看過できない問題について緊急改善を迫っていきたくと思います。

秘密保護法が強制的に決められようとしています。安倍政権は労働規制緩和も着々と進めようとしています。派遣労働の全面開放、労働時間規制の緩和は、派遣労働者、非正規労働者だけの問題ではなく、正職員に無制限の労働を強い、メンタル疾患や過労死を引き起こすものです。一緒にたたかっていきたくと思います。

第16回総会

過労死認定基準とモラルハラスメント

山梨センター 保坂 忠史

過労死裁判では、残業80時間未満でも労災と認定するケースがあります。セイコーエプソンの事件では海外の長期出張があったこともあり月平均25時間の残業でも「業務上」と認められました。しかし、山梨では77時間58分と裁判所は認定しながら



「業務外」とされ、最高裁で不受理ということになってしまいました。私たちは裁判で確定した長時間労働の新しい解釈を全国に広げる必要があると思います。

モラルハラスメントで自殺をした東京電力の青年労働者の事件があります。職場での無視、排除、仕事を与えない、このようないじめで、自殺に追い込まれた青年労働者がいます。メンタルヘルス研究会で準備している新しい書籍にぜひ、モラルハラスメントについてもふれて編集していただきたいと思います。

10年ぶりの大分開催に500人が参加

九州セミナー 外西 卓二

11月9、10日、第24回人間らしく働くための九州セミナーを、10年ぶりに大分で開催し、500人が参加しました。大分県ではキャノンの派遣労働者切りが横行しており、派遣労働者問題にどう取り組んでいくのが議論になっていました。セミナーでは準備段階から、告発型では限界があり、現地として問題意識を持ちながら、実態も知り、問題をどう捉えていくかを学ぶことが九州セミナーの一番大事なものではないかということで取り組み、学習会を重ねてきました。労働者の実態をつかむことを中心にしました。



当日はメインテーマを「非正規雇用実態と健康問題」とし、和光大学の竹信三恵子先生の講演と韓国の非正規センターの方をまじえてのシンポジウムで、問題を深めました。日本と韓国が世界の労働環境を引き下げているのではないかという感想も出されていました。セミナー開催を機にこれからの活動強化をはかっていきたいと思っています。

職業起因性のガンを見出す取り組みを

化学一般労連 堀谷 昌彦

職業がんの要因として、古くはアリニン、ベンゼン、アスベスト、直近では1,2ジクロロプロパン、ジクロロメタンの胆管がんが有名ですが、実は原因は多様です。IARC (国際がん機構) が示している要因には夜勤労働、受動喫煙もあります。



ILO報告では、全がんの8~16%、低めにみても5%が職業がんとされ、日本では年間30万人が発がん5%と計算しても1.5万人以上が職業を原因とするがんになっています。しかし、ほとんどが私病扱いです。労災に認められているほとんどはアスベストによる中皮腫で、その他のがんは数年間で十数名です。職業関連ガンの約0.1%しか日本は認められていません。フランスではがん患者の職歴を研究者が調査し、職業起因性を顕在化させ、フィンランドではがん患者の部位や職歴が医師のパソコンで検索できるシステムが確立しています。化学物質研究会では職歴にスポットを当て職業がんを見出す取り組みや学校現場での安全衛生教育の教材づくりを進めています。

交運労働者の長時間労働改善にむけて

自交総連 菊池 和彦

交通運輸労働者の長時間労働と健康問題について発言します。2012年の発表では、「脳・心臓疾患」の業務上認定数338件のうち、道路貨物運送業労働者は71件。労働者の数からみて、平均の5~6倍の過労死が認定されていることになります。それだけ病気が多い職業です。交通運輸労働者の健康破壊は、乗客や他人を巻き込む交通事故に結びつくという点で、大変深刻な問題です。



長時間労働の背景には、規制緩和が制度的に容認されている実態があります。厚労省が定める自動車運転者の拘束時間の基準は、過労死ラインを超えるような労働時間となっています。厚労省に基準を短く改善するよう求めるとともに、社会にも訴えていきたいと思っています。

じん肺審査医は、公正で中立な判断を

建交労 兼山 みな子

現在、岐阜地裁で三井金属神岡鉱山じん肺訴訟をたたかっています。じん肺訴訟は、和解含め今まで200件近く解決してきました。行政決定がとても厳格に認定を行っているため、じん肺罹患そのものを問題にすることはありませんでした。



ところが、岐阜地裁において、中央じん肺診査医が意見書のなかで会社側にあゆみよった見解を述べ、裁判では、じん肺法による決定を否定する証言を行いました。中央じん肺診査医として、あくまで公正で中立な判断が求められるにもかかわらず、会社側に立つことは道義的にも許されません。これを認めたら、現在、約1万人いるじん肺患者の療養が失われることにつながりかねません。罷免を求める請願署名に取り組んでいます。ご協力をお願いします。

第16回総会

過労死ラインを超える勤務実態が明らかに

全教 小畑 雅子



勤務実態調査では、教職員の1カ月の平均時間外勤務は月69時間32分、持ち帰りの仕事時間を含めると月91時間13分と、過労死ラインを超える実態が明らかになりました。平日の平均睡眠時間は、6時間19分。女性が短いのは、育児や家事等の負担が大きいことが考えられますが、母性保護の面からも大きな問題です。意識調査では、81.5%の教職員が仕事にやりがいを感じながらも、「授業の準備をする時間が足りない」との回答が75%を超えました。全教は、記者発表を行い、ILO要請も行いました。また、文科省に要請を行いました。職場の労安活動を強める取り組みとともに、署名・宣伝等に取り組み、可視化して社会的に訴えていきます。

きびしい労働で人手不足が深刻

生協労連 渡邊 一博



生協労連は2013年の春闘で「生活実感アンケート」を実施しました。その結果、生協が流通業界のきびしい競争の中で職場がたいへんな実態であることがわかりました。きびしい長時間労働・過重労働のため人手不足でパートの人でも来ないという状況です。そのため疲労が深刻で、月給制の労働者で「とても疲れる・やや疲れる」合わせて90%にのぼります。一方、重大災害ではミンチでの切創やねんざ、転倒が目立っています。メンタルヘルス・パワハラの問題もあります。

こうした状況を変えるため、今後の取り組みでは、安全衛生実態調査を行い、生協労連の「いの健対策委員会」で分析をし、対策を進めていきたいと思っています。

深刻な状況打開に、連帯を強める活動を

全商連 吉田 剛



中小企業の経営はきびしくなっています。共済の給付状況では、廃業になりうつ病になっている業者の姿が浮き彫りになっています。自殺もあります。背景に経済と政治状況があります。

来年の消費税8%への引き上げに関する700人アンケートでは「利益・売上げが減少する」「価格に転嫁できない」の声が多く、地域生活に深刻な状況があります。円安で価格も上がっています。

会員の相談活動が重要です。健康問題では30,000人の集団検診をしました。大腸がんも発見されました。全商

◇メッセージ ILO駐日代表 上岡恵子氏

働くもののいのちと健康を守る全国センター第16回総会の開催を心よりお慶び申し上げます。

ILOは「ディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）をすべての人に」という目標を掲げ、仕事の確保、働く上での権利の保護、労働安全衛生、社会的保護、労使による社会的対話が確保されることの4つを戦略目標と定め、活動を進めています。

貴団体が取り組んでおられる「働く人びとの健康の確保」はディーセント・ワークの重要な要素であり、1919年のILO創立以来、力を注いできた分野です。働くことで命が脅かされたり、健康が損なわれることは、本来あってはならないことです。誰もが安心して健康に働くことができる社会の実現に向けて取り組んでおられる貴団体の熱心な活動に、心より敬意を表したいと思います。

今後とも、「Decent Work for All」を合言葉に、ディーセント・ワークの実現を目指し、皆様方と共に歩んでいきたいと思っています。

今回の総会が、大きな成果をあげられることをご期待申し上げるとともに、貴センターのご発展、皆様の一層のご活躍を祈念しております。

*他に祝電・メッセージをいただいた方

全国建設労働組合総連合/参議院議員・日本共産党副委員長 小池晃/日本労働弁護団/全国保険医団体連合会

連としては組織を強くしようと、共済の係を増やしたり、スポーツ・リクレーションを折り込んで親睦を図りながら、連帯を強めていきたいと取り組んでいます。

職場実態をつかみ、労働安全衛生活動を強化

日本医労連 米澤 哲



日本医労連では、900の単組支部があり、医療・介護など様々な職種の人が参加しています。医療や介護部門では、移動・介助など効率化がなかなかできないため腰痛が多くなって、人手不足により休みがとれない状況があります。夜勤実態調査では、16時間、17時間の2交代が増えているという結果がでています。ですから、増員がぜったい必要です。

一方で、メンタル疾患や、パワハラ・マタニティハラースメントも多くあります。今年6月に厚労省から腰痛予防対策指針が出されましたが、職場では重量物の基準や安全衛生のことが分かってない状況もあります。7月に定期大会を行いました。労働安全衛生意識の向上を図る取り組みを進めていく方針です。

各地・各団体のとりくみ

東京

東京労働局と懇談

第12次労災防止計画を軸に8項目

東京センターは11月7日、東京労働局庁舎にて第12次東京労働局労働災害防止計画について懇談を行いました。懇談には、東京センターから12人、東京労働局から5人が出席しました。懇談は東京センターがあらかじめ8項目にわたる質問書を東京労働局に提出して実施されました。冒頭にあいさつした東京センターの柴田事務局長は「労働基準監督の定員削減のもとで、ブラック企業への立ち入り調査などを含む取組に対し評価する」などとあいさつしました。東京労働局側の船井安全課長は、まず「質問項目について、東京と国の膨大な防止計画を真摯に検討している姿勢に敬意を表したい」と述べて、「質問書」への回答・説明に入りました。船井課長は、最初に本省版の計画と東京版の計画の位置づけについて述べ、「東京版計画は、大臣が示した本省の計画を労働局、労働監督基準署が推進するために作成されている」と述べ、同時に、本省版計画は、制度や法令「改正」の権限をもっているが東京版はその権限がなく、「東京労働局として独自色もだし、責任を持ってできることを書いている」と述べました。「労災防止計画の見直し時、次期計画時に広く意見を聞くべきでないか」との質問に対し、「パブコメについては前向きに検討したい、ただし、本省との協議を経て決めたい」と答えました。他に東京センターの質問項目は、本省計画と比べても見劣りする内容を中心に言及しました。(東京センター 色部祐)

愛知

愛知県のブラック企業名の公表を

愛知労働局と懇談会

一昨年から行われている愛知労働局と愛知健康センターの3回目の懇談会が11月27日行われました。この懇談会には労働局からは加藤善士統括特別司法監督官はじめ4氏と当センターの岩井羊一理事(弁護士)と事務局員9人、総勢10人が出席しました。事前に懇談内容を届けて臨みました。厚労省はブラック企業の調査を行っていますが、全国で4,000社を超えていると言われていた中で愛知での調査件数、業種など結果と対応について聞きました。局側はブラックの用語はないとしつつ、本年9月の調査の具体的な報告については年明けに全国の報告をホームページで公示するということでした。そこで「愛知はトヨタの2兆円利益の裏側でブラック企業が多く存在している。全国統計で愛知の実態が薄められることを懸念する」と伝え、愛知の企業名を含む詳しい公表を求めました。また、昨年議論された1日8時間・週40時間労働の最低基準を守らせること。過労死認定基準を超えるような36協定を安易に認めないよう求めました。労働法・労安法などの社会的な周知の重要性を指摘し改善を迫ったところ、労働局は大学生向けの講座を行っていて、昨年度90分のを6回。今年度は現在までに90分のを5回、60分のを2回実施。年度末までに90分の

ものを10回予定しているとの回答がありました。最近、労働基準監督署・監督官をテーマとしたドラマが放映されています。労働行政に市民の関心が広がって「ダンダリン」のような監督官の出番を求める社会的な反映が茶の間にあるという懇談もできました。

(愛知センター 鈴木明男)

九州

「非正規雇用と健康問題」を深めた

第24回九州セミナー in 大分 開催



日韓シンポ「非正規雇用と健康問題」

11月9日～10日、大分市コンパルホールにて、「第24回人間らしく働くための九州セミナー in 大分」が開催されました。10年ぶりに大分で開催され、500人が参加しました。実行委員会では、大分独自の課題として何を取り上げるか繰り返し議論し、リーマンショック以来の派遣切りの横行などの実態をきちんと知り、問題をどうとらえるかを学ぶことをセミナーの大事なものと確認して、事前の学習会などに取り組んできました。

今回のセミナーの基本コンセプトは「非正規雇用と健康問題」とし、「働き手の4割の健康が見えない～非正規労働者の安全衛生」をテーマに和光大学教授の竹信三恵子氏に記念講演をお願いしました。

もう一つのメイン企画は、「非正規労働者の働き方と健康」をテーマにしたパネルディスカッション。韓国非正規センターの季南信所長、全労連・非正規センターの江花新事務局長、大分県労連の児玉圭史事務局長、大分県医療生協の歯科医師確井芳枝氏がパネリストとして報告しました。韓国の報告では、驚くほど日本の現状と酷似していることがわかり、日本と韓国で共同した取り組みを進める必要性が明らかになりました。

2日目は、「アスベスト問題はこれからだ2013！」「医療・介護現場から見た働く人びとの健康」「じん肺・振動病・職業性難聴を考える」「非正規雇用労働者の働き方と健康」「夜勤労働・交替勤務と健康 24時間社会を考える」「労働安全衛生活動の実践」をテーマに8つの分科会に分かれ、活発な交流が行われました。

九州セミナーを大分で開催したことで、活動の枠が広がり、非常に大きな教訓を得ることができました。当日、直接会場に来られた未組織の労働者もいました。

セミナー開催を機に大分センターの運動も広げていきたいと思えます。(セミナー実行委員会 外西卓二)

アスベスト関連疾患への取り組みを交流

—全日本民医連呼吸器疾患研究会を開催—

11月8日から9日にかけての2日間、三重県津市で第38回全日本民医連呼吸器疾患研究会が開催されました。民医連加盟の病院や診療所などから、呼吸器疾患に関わりがある医師をはじめ看護師や事務・理学療法士などのセラピスト・医学生も含め約150人が市内のホテルに集いました(写真)。

労働者健康問題委員会と共催で活動交流

研究会初日の午後、「アスベスト関連学習会」が開催されました。これは全日本民医連の労働者健康問題委員会と実行委員会との共同の企画で、年々増えつつあるアスベスト関連疾患について取り組みを持ち寄り、経験を交流・学習し、地元に戻ってそれぞれの地域で取り組みが広がっていくことを目的としたものでした。

持ち寄られた演題は全部で9つ。その中のいくつかを紹介します。長崎の上戸町病院からは、胸水検査とCT等の画像の所見から胸膜中皮腫とがん性胸膜炎が疑われ、船員であった職歴からアスベストばく露があったことがわかり、労災認定も念頭に全身麻酔下で胸腔鏡検査・胸膜生検を行い、胸膜中皮腫の診断に至った経験が報告されました。その後存命中に労災認定を受けることもできたそうです。

北海道の勤医協中央病院からは、11年間で診断した28例の胸膜中皮腫の検討が報告されました。職歴には配管・電気工や造船業など石綿ばく露を来たしうる幅広い職種が見られ、平均生存期間は31.0カ月。28例中25例に胸水を認め、定期的な通院や健診の中で胸水貯留や自覚症状の悪化を認めた場合が早期発見のきっかけになったとのことでした。

さらに同勤医協中央病院から、「じん肺・アスベスト委員会」の取り組みが報告されました。アスベスト健診・アスベスト相談会など院内にとどまらない活動が紹介され、アスベスト関連疾患を認めた場合の労災や救済法・



健康管理手帳などの申請にどのように取り組んだらよいかをまとめたフローチャートも配布されました。

東京の立川相互病院の病理科からは、10年間で中皮腫と診断した14例の検討が報告されました。生前に診断されたのは12人でそのうち8人が経過中に中皮腫の診断が確定しましたが、残りの4人は病理診断後に中皮腫が否定されています。確定診断は肺癌・睥癌・腹膜漿液性癌・器質性肺炎で、いずれも非典型的の所見がありつつも免疫染色などの結果から消去法的に中皮腫と診断しており、診断には臨床・画像・病理での総合的な検討の重要性が改めて強調されました。

健診委託医療機関の受託など運動の前進を呼びかけ

意見交換では、胸膜プラークも石綿肺所見も画像上は見えないが、職歴からはアスベスト関連疾患が考えられる場合の診断の進め方についての問題提起や、アスベスト関連についての情報をインターネット上で閲覧できるシステムの要望などが出されました。

最後に、労働者健康問題委員会の田村昭彦先生からまとめがあり、石綿健康管理手帳による健診委託医療機関への手挙げに向けてさらに運動を進めていくことなどが呼びかけられました。(国分生協病院／全日本民医連労働者健康問題委員会委員 山下義仁)

シリーズ 相談室だより (70)

労働組合の初心に返って職場活動を

山口県労安センターは昨年10月、労働(公務)災害の根絶にむけ、職場の労安活動の現状を掌握するために「全国労働衛生週間」に併せて「労働安全衛生活動アンケート」を実施しました。「アンケート」は07年につづく2回目。回収は61事業所(回収率22.6%)でした。

アンケートの回答では、「仕事や職場の人間関係で悩んでいる」56%(前回比同)、「メンタルヘルス不全で休業者がいる」30%(前回比10%増)、「長時間労働が常態化している」66%(前回比同)となっています。長時間・過密労働、成果主義・ノルマなどによる職場の実態が相変わらず深刻であることが浮きぼりになっています。

安全衛生委員会の設置については「法律どおり設置」

46%、「一応設置」36%で、合わせて「設置」が82%と前回に比べて17%増えています。

しかし、労働(公務)災害・通勤災害の発生について「把握している」は51%で、前回調査に比べて22%も減少しています。また、労働組合として労働(公務)災害・通勤災害の認定闘争を「取り組んでいる」は8%(前回比11%減)に止まっています。

非正規労働者の比率が40%近くに増加している中、労働組合の組織率減少に歯止めがかかっていません。アンケート結果からは、労働組合の組織率の減少と同時に労働組合の職場活動が弱まっている傾向が伺われます。

改めて労働組合活動の初心に返っての基本的・原則的活動を重視することが問われていることを痛感します。

(山口県労安センター 高根孝昭)

過労死等防止基本法案 野党が共同提出

継続審議とし、通常国会での成立めざす

過労死防止基本法制定を求める運動は、臨時国会最終盤大きな飛躍をつくりだしました。

連続した院内集会、旺盛な議員要請となる

10月17日には、超党派議連の動きと合わせて緊急院内集会を開催。国会議員本人28人を含む130人が参加し、臨時国会での成立を求め活動していくことを意志統一。11月19日には、通算8回目となる院内集会を開催し、234人（うち国会議員本人15人）が参加し、最終盤にむけて要請を強めていくことを確認しました。

この間、過労死を考える家族の会、過労死弁護団の弁護士を中心に精力的なロビー活動を展開し、議連への参加、集会での発言を働きかけてきました。全国家族の会代表寺西さんや兵庫の西垣さんは、東京に常駐して活動を展開、東京家族の会の中原さんとともに各党内の会議などにも参加し、家族の思い、基本法の必要性を最後の最後まで訴えました。

署名52万人分を提出、自治体意見書採択は57

取り組んできた署名は19日の集会前に51万筆を突破し、その後に集まったものも含め52万筆を28人の紹介議員を通じて11月29日に提出しました。

議員連盟参加議員も、10月17日の77人が、臨時国会最終盤には124人となりました。12月3日には議連第3回



野党共同で過労死等防止基本法案を提出（12月4日）

世話人会・総会が開催され、野党6党で議案を国会に提出し、自民党が引き続き党内手続きを行って、来年1月開会の通常国会冒頭で成立をめざすという方針を確認。

12月4日に提出議員11人（野党6党）、賛同議員134人の連名で衆議院に提出されました。その後記者会見も行いました。

自治体意見書採択も、名古屋市、東京・葛飾区、世田谷区を含め57まで広がりました。

気を抜かず 来年の通常国会で必ず成立を

実行委員会では、2014年早々から取り組みを強め、通常国会開会直後の2月4日に、9回目の院内集会を計画中です。署名、自治体意見書も引き続き追求します。

労働法制の規制緩和は許さない。全労連・連合結集

日弁連主催 労働法制の規制緩和と貧困問題を考える市民大集会



開会あいさつする日弁連の山岸会長

安倍政権が狙う労働法制の規制緩和に反対し、良質な雇用を増やそうと、日本弁護士連合会が、12月13日、日比谷野外音楽堂で市民大集会を開催しました。全労連や連合、全労協などナショナルセンターの違いを超えて労働組合が結集し、約2000人が参加しました。

労働法制はかつてない危機

開会あいさつにたった日弁連の山岸憲司会長は、日弁連が労働・貧困問題で野外集会を開くのは初めてである

こと、今でも脆弱な雇用が貧困を生み出していることを指摘し、かつてない労働法制の危機に抗して、安定した良質な雇用確保の実現にむけて尽力すると表明しました。

大阪市立大学名誉教授の西谷敏氏と和光大学教授の竹信三恵子氏があいさつ。安倍政権が進めている改悪の内容を「50年の研究生活の中で最大の危機」「労働権の事実上の剥奪にあたる」と厳しく指摘し、「ホワイトカラーエグゼンプション阻止のたたかいの時のようにしっかりたたかおう」と呼びかけました。

貧困多数者社会は社会を劣化させる

各団体からは、連合、全建総連、全港湾、全労連、全労協、NPO法人もやい、NPOシングルマザーズフォーラムの代表が発言。全労連の大黒作治議長は「貧困多数者社会は社会を劣化させる。粘り強く共同を広げてたたかう」、連合の安永貴夫福事務局長は「改悪阻止にむけて総力をあげる」と決意表明しました。

当事者としてマツダ派遣切り訴訟原告の佐藤次徳さんが職場の実態と派遣法改悪阻止を訴えました。

集会後、銀座までデモ行進しました。

(全国センター 岡村やよい)